

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○平成七年宮城県告示第千三百三十九号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正 (自然保護課)	一
○平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正 (同)	一
○平成二十七年宮城県准看護師試験の実施 (医療整備課)	一
○道路の区域変更 (道路課)	二
○道路の供用開始 (同)	二
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (港湾課)	二
○平成二十七年自衛官候補生の募集 (市町村課)	三
○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課)	三

## 告 示

○宮城県告示第九百八十一号  
平成七年宮城県告示第千三百三十九号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月一日から施行する。  
平成二十七年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中1及び3を次のように改める。

1 名称

阿武隈溪谷特定猟具使用禁止区域(銃)

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで(二十年間)  
第三号中1から3までを次のように改める。

1 名称

宮沢特定猟具使用禁止区域(銃)

2 区域

大崎市古川宮沢地内県道古川岩出山線と県道古川一迫線との交点を起点とし、同所から県道古川一迫線を北上し市道宮沢清水線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道熊野清滝線との交点に至り、同所から市道熊野清滝線を南進し県道古川岩出山線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成四十七年十月三十一日まで(二十年間)

○宮城県告示第九百八十二号

平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月一日から施行する。

平成二十七年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで(一年間)

○宮城県告示第九百八十三号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、平成二十七年宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

平成二十八年二月十日(水)

午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

仙台市若林区卸町二丁目十五番地の二 仙台卸商センター産業見本市会館「サンフェスタ」

三 受験願書受付期間

平成二十七年十一月二十五日(水)から同年十二月一日(火)まで(当日消印有効)

四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療整備課看護班(電話〇二二二二二二二六一五)

〇宮城県告示第九百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考	
本吉郡南三陸町志津川字五日町三四番地先から 同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで		後		前		A		B	
		D	C	B	A	B	A	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
		一〇・五	一・一〇	九・四	九・四	四一・〇	一、四四六・九	一、四四六・九	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		四三・四	一八・二	三九・九	四一・〇	四一・〇	二、五六一・九	二、五六一・九	
				九・四	九・四	四一・〇	一、四四六・九	一、四四六・九	
				三九・九	三九・九	四一・〇	二、五六一・九	二、五六一・九	
				七六〇・〇	七六〇・〇	四一・〇	一、四四六・九	一、四四六・九	
				一〇・五	一〇・五	四一・〇	二、五六一・九	二、五六一・九	
				四三・四	四三・四	四一・〇	一、四四六・九	一、四四六・九	

〇宮城県告示第九百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町志津川字五日町三四番地先から同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで	平成二十七年十月三十日

〇宮城県告示第九百八十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十七年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 しゅん功認可年月日  
平成二十七年十月十四日
- 二 しゅん功認可を受けた者の名称  
宮城県
- 三 埋立区域

1 位置

宮城県塩竈市芦畔町百五十四番二、百五十四番三及び百五十四番十並びに百五十七番一及び百五十七番十一に隣接する各堤並びに水路の地先の公有水面

2 区域

次の①の地点から⑨の地点を順次結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成十四年の秋分の日の満潮位(D・L・プラス一・八一メートル)における公有水面と堤との境界線により囲まれた区域

点

- ①の地点 宮城県塩竈市地蔵島地内の灯台(北緯三八度一九分二一秒六七、東経一四一度〇四分一五秒七六)から二三八度一五分四四・九六五秒三、六九六・九三五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一六八度四一分三一秒九・二六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一六八度五二分〇七秒二〇・二一六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一六九度二分五〇秒二〇・一八一メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一六九度三分三〇秒二〇・一七二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一七〇度一分四分〇二秒二〇・一五五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一七一度三分〇七秒二〇・一六九メートルの地点

公 告

⑧の地点 ⑦の地点から一七一度三四分三六秒二〇・九九一メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から二五四度三三分三三秒一・一一七メートルの地点

3 面積  
 七四七・七九平方メートル

四 免許の年月日及び番号  
 平成十五年十二月十七日付け宮城県(港) 指令第三号  
 平成二十年八月十一日付け宮城県(港) 指令第一号(工事竣功期間の伸長)  
 平成二十六年二月十四日付け宮城県(港) 指令第十三号(工事竣功期間の伸長)  
 平成二十七年三月十二日付け宮城県(港) 指令第十一号(工事竣功期間の伸長)

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村  
 塩竈市

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) 第一百十四条、第一百七条第一項及び第一百八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。  
 平成二十七年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 募集種目  
自衛官候補生(男子)
- 二 募集期間  
平成二十七年十一月三十日(月)まで
- 三 試験期日  
平成二十七年十二月五日(土)、同月六日(日)のうちいずれか一日
- 四 試験種目  
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 五 試験場の位置及び名称  
受験案内により通知する。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十月三十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 黒川郡大衡村大衡字五反田四番百五、四番百二十六、四番五十一の一部、四番七十三の一部、四番八十三の一部  
 黒川郡大衡村駒場字彦右衛門橋百四番地六  
 熊田建業株式会社

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号) 第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
 平成二十七年十月三十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町高白浜字崎山十六番の一部、十七番、十八番の一部、十九番の一部、二十番の一部、二十四番の一部、二十六番の一部、五十三番の一部、五十三番二の一部、五十四番の一部、五十五番の一部、六十二番の一部、六十三番の一部、六十五番の一部、八十六番三、八十七番の一部、十九番地先の道の一部、六十番地先の道の一部、十七番地先の道の一部(二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

女川町